

## 国際海上コンテナの輸送に係る制限外積載許可の取扱要領について

昭和60年10月11日

例規(交規)第18号警察本部長

各部長・参事官・所属長

みだしのコンテナについては、これまで道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第3項の規定による制限外積載許可の対象としないこととされていたが、この度、一部のものについて特例措置としてその対象として取扱うこととしたので、次により誤りのないように運用されたい。

### 記

#### 第1 趣旨

輸出入用の国際海上コンテナのうち、長さ40フィート、高さ9フィート6インチの背高コンテナを陸上輸送することは、許可と対象となる積載物の高さ制限に抵触することから制限外積載の対象外とされていたが、この種コンテナを積載して輸送する車両(コンテナを積載した状態で高さが3.8メートル以下となる超低床式車台の車両)の開発導入が不可能であること、及び海上と陸上を一貫輸送する用に供されるコンテナの性格から「貨物が分割できないもの」として道路交通法第57条第3項に規定する制限外積載許可の対象として取扱う必要性が生じたことから、その取扱いの適正と斉一を図ろうとするものである。

#### 第2 許可申請の対象コンテナ

国際海上コンテナのうち、長さ40フィート(12.19メートル)、高さ9フィート6インチ(2.89メートル)のコンテナ(輸出入貨物を積載するコンテナであって、国内で積替えを行わず輸出入時と同じ状態で輸送されるもの。以下「9'6"コンテナ」という。)に限る。

#### 第3 許可の申請者等

##### 1 許可の申請者

許可の申請者は、当該車両の運転者とする。この場合において、運転者が複数であるときは、主たる運転者を申請者とし、従たる運転者は「運転者・車両明細書(別記様式第1)」により明らかにするものとする。

##### 2 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、9'6"コンテナの輸送が同一運転者により反覆継続されるものである場合は、次の要件をすべて満たす場合に限り、包括して1個の運転行為とみなして許可するものとする。

なお、この場合における許可の期間は、3か月以内とすること。

- (1) 車両(けん引車、被けん引車)が原則として同一であること。
- (2) 9'6"コンテナを専用の車台により輸送するものであること。
- (3) 通行経路が同一であること。

#### 第4 許可申請書の受理、審査等

##### 1 受理

- (1) 申請は、出発地を管轄する警察署において受付け、船会社の元請け運送会社から下請け業者のものを一括し、車両別及び通行経路別に申請を受理するものとする。

- (2) 申請書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第4)の提出部数は2部とし、それぞれに「通行経路表」(別記様式2)及び「通行経路図」を添付を受けること。
- (3) 申請書の「番号標に表示されている番号」欄には、トラクター及びトレーラーの自動車登録番号を記載するものとする。
- (4) 申請時に、運転日及び運転回数が特定されない場合は、当該期間中の運転見込回数を運転経路表に記載するものとする。

## 2 審査、確認

申請書の記載内容が整ったものについては、次の事項を審査、確認するものとする。

- (1) 申請経路が、警察庁であらかじめ指定した経路に該当すること。
- (2) 運転経路の適否
- (3) 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項
- (4) 道路管理者から交付される特殊車両通行許可証及び自動車検査証

## 3 許可の条件等

- (1) 出発地警察署長が許可に付することができる条件は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第24条第1項に規定されているが、同 項第3号にいう「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

ア 運転の時間帯の指定に関する事項

イ 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項

ウ 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項

- (2) 許可に当たっては、条件のほかに次の事項を指導すること。

ア 輸送中のコンテナが国際海上コンテナであることを証明するため、必要な書類等を携行するとともに、封印等必要な措置をとること。

イ 危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための現場警察官の指示に従うこと。

## 第5 事務取扱上の留意事項

- 1 申請内容の審査、許可条件の付与及び許可証の交付に当たっては、県本部交通規制課(以下「主管課」という。)と緊密な連絡を取ること。
- 2 9'6"コンテナ輸送状況については、条件の遵守状況及び交通上の安全性等に配慮すること。
- 3 許可期間の更新申請に当たっては、通行経路表の添付は要しないものとする。

## 第6 交通規制課への報告

- 1 申請書を受理したときはその内容を即報すること。
- 2 許可証を交付したときは、9'6"コンテナ積載許可報告書(別記様式3)により、翌日までに報告すること。
- 3 海上コンテナ運搬に係る交通事故、その他特異事件が発生した場合は、即報すること。

## 別記様式〔PDF〕

別記様式3については省略